

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会福祉サービス総合支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福祉サービスの利用に際しての相談、利用援助、苦情対応等を総合的に実施し、適切な福祉サービスが利用できるようにすることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会が実施主体となる。

### (利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、市内に在住する者とする。ただし、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に認めた場合はこの限りではない。

### (事業内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

#### (1) 利用者サポート事業

- ア 福祉サービスの利用に際しての相談
- イ 判断能力の不十分な人の権利擁護相談

#### (2) 福祉サービス利用援助事業

- ア 福祉サービスの利用援助
- イ 日常的金銭管理等の支援
- ウ 書類預かり等のサービス

#### (3) 苦情対応事業

- ア 福祉サービスの利用に際しての苦情等の相談について第三者性を有する機関の設置
- イ 福祉サービスの利用に際しての苦情及び判断能力の不十分な者等の権利擁護相談等に対する弁護士等による専門相談の実施

### (利用料)

第5条 相談利用料は、無料とする。ただし、第4条第2号については地域福祉権利擁護事業に準じて取り扱うものとする。

### (守秘義務)

第6条 この事業に携わる職員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。